春渓浪話

二

1曽5
72
2

曾5
72
2

春渓漁話中巻目録

一 四樂
一 桂女
一 蒲萄酒
一 裴代
一 陣羽織 相羽織
一 鞠
一 世話物語
一 同
一 糟糠
一 水驛
一 戒衣禁色
一 羽織
一 丐小屋二屋
一 新國史
一 市深衣扇
一 源氏物語

一 多煙二品
一 春日殿の歌
一 山辺阿蘭丸
一 書写山法華経 後醍醐天皇
一 宮良親王
一 太平記翻訳
一 南精英時書の歌
一 獅子王太刀
一 相模の帝号
一 二条の后
一 あさといふ云
一 田子浦天の原の歌
一 戦物語
一 小条管時
一 貫喰太刀
一 名物太刀

凡三十二条

春渓浪語

備前国土肥経平著

田楽

田楽といふは昔より有る事人有り今も
事絶えず子孫伝りて田楽法師といひ
とて家を立て其日家の時田楽を
うたうときは舞手は拍子をうたふ
事なれども田つくりて世を渡り
往古の田楽の拍子は
行形なりけれども

筆を著てあるを田面ともいふ苗を植る時田をと云男坊花といふ世方ものさし長さ三尺五寸田平十人年貢こゝ出て田畠をあるその田年い田報とうの田を掘ると張付苗ふきさらといふ田を掘ると事と豊秀加藤
まて上東門院こゝ田うへ田年をうゑ年ゆきてこゝ
その時うこゝ家ゆ出さしし張人いたゝとこゝ
みは毎ゝめそゝぬゝたをめり書ゝ年ゝうせん
ゝそうこゝ尺ゝ年のゝいこゝまゝ義今年ゝて田年
法源のゝゝ木ゝぬきをゝうゝをゝを尺ゝ各はゝく
ゝめきとゝみて花ゝ行ゝ来ゝゝ江源年ゝ張ゝ

うゝ尺ゝ一尺といふゝうゝ列ゝぬゝし比金と苗尺
法ゝきゝうゝ尺ゝゝゝむゝと月ゝ田ゝて年苗ゝ河
ゝを年ゝ田ゝくゝゝくし今田年ゝて植ゝ列
ゝあゝた年し世の一張ゝゝゝゝ出ゝゝゝ和ゝゝあゝて
掘長伝去の神田の年苗をゝゝゝいゝ出ゝしのゝゝて又
田年をゝ出ゝゝと尺ゝ田年と永長のゝてゝめゝ殿上人
ゝてゝゝゝゝひゝゝゝ事ゝゝゝゝゝゝ鎌倉北条の
ゝ人ゝ東郷の将軍のゝゝゝめゝゝ行ゝゝゝ年ゝ去年
絶ゝゝゝて元亨建武の頃ゝ田年のゝゝて張年のゝゝ
ゝ人ゝゝゝゝゝ年ゝゝ尺ゝ年ゝ田年河年ゝて影長如長の

田楽とせし時より猿楽をあはせて義出せしより後ハ田楽
ハおとろへ猿楽のミ世にもてはやされて今に至れり

猿楽

猿楽これも今ハ能芸の四座ありて其家をつたへ侍る
と有なれと昔ハ是を散楽といひしものなり此年の
正史に見えたるハ清和天皇の貞観三年六月廿八日
散楽にて猿の雑伎散楽遠撞弄玉等の戯あり
相撲の節儀のことしとあるそ始なるへし陽成天皇の
時にハ鳩僻の人近としといふ者善く散楽を得内宴当
時も尾楽継ぎて散楽して人に頤を解といふ事見え

三代実録に見へし其後村上天皇の御製の散楽策にも
鳩僻来朝して解頤の観をなさしめたりと此散楽の始
元ハ鳩僻といふ所より来りし物にて二條右笛継弟継
も近き世のことそありしなるへしそハ又動通
志の楽府に散楽雑戯多く納郷皆西域より出しと抄如
まや志める雑体胡蘆 唱歌の伴侶定行ヶ様々り猿楽ハ元申楽
と書しを省きしめ推古天皇の時秦川勝神楽により
作り出せし夜にて神楽の神の字を省きて申楽と名付文
字しと上宮太子申楽延年記をも出せしといへり見えたり
これは猿楽の家に伝へたるものにして出されたるや拙古紀に

[illegible]時西海人味方を事て位系
[illegible]今の言葉の如くなる
[illegible]猿楽の家を組て
[illegible]第の位置なる申系となる
[illegible]陣吉上義為孫氏系と
[illegible]世九世の孫なる者多今の猿系
[illegible]世なる猿系
[illegible]
[illegible]川陽の敷系[illegible]
[illegible]人事て川陽の氏を組て新
[illegible]敷系第[illegible]天慶

の時まてい敷系とのもくしまくう三百十年ゝ及ひぬん
源氏世法相第の敷系といなくこの猿系又さる
かとい出る汐源朱[illegible]敷史[illegible]
[illegible]猿系といふことなりて後時像の形猿系記と
いふ出来ることを敷系中さ猿系の業とする而
三代実録[illegible]事相[illegible]の形古[illegible]後十州形[illegible]
著門集源平盛衰記[illegible]
会[illegible]
[illegible]
の間あ[illegible]後[illegible]三十三番[illegible]

これを教家の始祖とす 後鳥羽院の御船の影 絵師人を
を遣はしを奥方の世 院の御所に稲を[illegible]
と描て年と称す 清盛 柏を侍て 朝臣 子安 氏 者
除めるお 樓 と 師の 侍る 而 あれと 世の 彩 三十三 番
といるも 恵 張 ものを 同 第 を 御 身 清 く 影 と 寄 を
といるもあれ 至 書 時 を 除 く 世 を 出 ものを あ し
あ し 萬 を 廣 の 時 を 新 宮 第 を つ く 安 を し 日 と
る 所 の 相 を い や き 業 ある 日 く や 吹 清 寺 の 仏 れ い
元 物 と 書 を く き る の の 第 を ふ 様 の こ と き 二 度 を 来 る 者
止 く と か せ の 以 ま る 以 身 紀 を 以 様 を と 在 を 先

を 者 あ し 仏 を 様 を を て 在 る と い る 宮 を の 紀 を く
て 市 流 を る 年 を い ま の 宮 を と て る を 年 の 日 て
今 も 同 関 を て 胡 屋 く 市 流 様 を 年 る 者 を し て る 者 し て
以 宮 を の 紀 を 清 を 年 あ る く 行 て 鎌 倉 山 第 様 の 来
年 新 将 軍 の を し め を て い 国 年 の を 世 を 宮 く て を 年 の を
い あ り し を 年 又 年 を 四 年 の 様 を 海 を ん と て 彩 在 和 在 の
国 年 様 を く を せ 時 を 海 を 日 在 山 を の 市 流 者 し て 様 者 を
き せ し 様 年 を 義 山 せ を い る 在 年 紀 を を し を る 又 国 年 い
年 を く 様 年 を を ん を 行 る を れ を も を し 教 年 を い 外 し 時 の 古
種 い 慶 紀 て 者 を 彩 し て 年 を る り 者 る い 紀 在 和 々 年 を

一番の世し相えんあるべし先日祇園寺三年仏事ありて様子能く
あれども　実と記也　見侍る間くるるまとしてもしてありしかども
り也今の法の面番二面番といふこの番能相伝義經記平
家物語の語り物を多く謡い源氏物語のあり昔歌舞といふ
しかの如くいまこそなくなりぬ神代人の世のもてはやすを
世出せども長き世の作の事にて古稀なるものなるべし
歌舞とかの時の法也なるべしこれを考へ来
世出せるものしかるべし獅人重家金春様子又出来ん
といふ相の事又別の相をみるべし今の相をといふものて
自知るべのさるかまといふものなるべし昔の様子今の

相をも推せるべきこれをもてこれをのべしこれ
の所為何者一番の面白の作者十柄所作者
世入昔能楽三番のみ是実書者今の内の三番
といふ三番なる今の作しるべ廃れしこれを

楠女

今の世の壁代の時の楠世といふものを作る事に鬘の女
といふを楠女と作るべ作者は鬘の女
あるとりて鬘女あるの三番きくかるべ鬘を作るかるべ
なるべのこと日記なるべ又ありて鬘を用し
早き世市鬘世るべ百番集手書なるべ

後世東郡將軍のこゝまでも布をおくり髮の事と髮を
ともいひくゝ玉響りてゝうの半ばの事のうりてを思く
の屬人をの後の世ものの四絃髮を思てゝうの布を画き猫乘
能をもの形をなるをゝい猫常といふを作く琴を作ゝこな
本絃髮と云髮を思ゝいふゝ遣りしを琴を作く髮孔の
時をき或ものとて出るうちるゝ昔い猫ものかゝうゝ半
ゝいあゝとをかるゝ作事ものをいゝる氏猫のしを猫髮
ゝ猫と河回しきをゝう猫ものとて或い猫の軍の世を用ゝと
ゝ作ゝくるゝるゝ猫ものといふゝ物ゝくゝをきゝ形
形絃髮集ゝ

猫の形拙せしゝるゝくいゝゝ絃のゝゝいゝ
ゝをゝるゝ河回ものの形ものゝゝ形をして猫の軍の世をいふ
髮ものゝ回しゝゝを猫ものといふ猫川をゝゝ絃を郡
拙をて髮ゝくゝものゝ原氏物語ゝゝもをゝ
きゝゝゝのゝ拙ゝゝ名琴しゝゝのゝゝ
河の回きゝゝ附琴ものゝゝゝ

水もまや

をくて回ゝゝゝゝゝゝの回ゝかゝゝゝ原氏物語
ゝつもやゝゝゝ絃歌水歌のゝつもやゝて絃ゝの附今
の作ゝ髮作ゝゝ回し今延喜式等ゝ

[illegible]水狩陸狩水狩いふつもゆやうて垂てもの西をいふ
東海道の常陸の海しをの今物の海のてをさとりあり
みちくさ[illegible]の用一般なるもの[illegible]

蒲萄酒

[illegible]氏酒の文[illegible]今用しるす天武天皇の十四年七月廿三日条に
[illegible]朝服色色位の酒[illegible]朝位の酒[illegible]
[illegible]酒保[illegible]位の酒蒲萄[illegible]
[illegible]蒲萄酒今のぶどう色なるもの西位と同多なるべし
[illegible]いまの色なるべし今基解[illegible]古記を引て蒲萄者
謂[illegible]色[illegible]

いもたきるうて夫出[illegible]酒[illegible]今義解[illegible]蒲萄酒[illegible]
色の最酒なるべしとこれ[illegible]
[illegible]
[illegible]

戒衣と夢色

むかし武士の戒衣なるも夢色を染て紫廉といふもの多
用[illegible]紫の筆[illegible]
あるべしとや今[illegible]医術の法を得せし[illegible]武士あけ
の筆[illegible]紫廉[illegible]
[illegible]

樹皮の糸にてあきないとなりてこれとこれとさ
れい昔より武士の糸ゆる紙衣を着しるいなきこゝや俗名
宮治の尼府糸紙衣を高くうるひしるなるべし是にて平人
の糸ゆる紙衣を用ひさるることと高くしてこれを平記と
ふるもの一領にかゝる式のあることとなりさてもさて長崎に
糸の産の糸ゆる紙衣くに産なるしてと出るい俗名相撲と紙
衣の産の法華ゆやゆるんと設多敷るると出るるいもの
つゝ来らはゆるゝ是も古平記ゆるゝ形法の帝々毎墨
紙形法与一貫高の金銭の財産を財て名とあけゝ
ゝ付の無名して高行の無名と海の産ゆる入て送りし

といふを考ふるゆる永元慶の比毎年の色いろ行ゆるとも白
あるとも出て万色の無名いゆるゝ出るゆる是を清紙と出
るゆを世の行の無名といふとのいゆるのうちてゆゝ色と
いふ張しをも世の紙を作るゆる有るべし

麥代

きゝふいといふ名俗静高法帝を入て吉銀なと筆用の
ゆ年高紙相張東海ゆゝ特殊紙類ゆい大例名より
麥織まて法新人の高用あるゆゝあれを原永寿年
和山行普の付あゝの二番国院紙匠筆の人他人の人
新を梅尾の法新をもきゝふいを高のびしと行普紙きゝ

くりやうに建久二年後白河法皇の法住寺殿へ御移徙の
時の記にも記録の番代をハ塗籠に置けるともあれハ法皇
法親王なとも衣を物して見て宮所なとにハ番代
と称しけるにやありけん

羽織

羽織ハ古服ともいふなり上部を本とするよりて一種の装束
略服と見へし古服といふハ又川紗の文を揚羽にて色（?）し
なされしも両親の世の時ハ悔しのなきにて此
うち此古着の服といふなり衣やさうハ古服といふ古着
の服の中略なりハ今医師陰陽師の打刹髪せしもの

是ハ羽織といふなる此古服を織しものなるへし又陣の羽
まて衣服共も羽織といふ物今世に用ゆるものにてハあらす
中将羽織是猩々羽織なといふ物ありといへ上下いふ古服と
三献三古服も同しくして上部の本大に異也此古服ハ古服の
服といへるなり陣羽織なと古服ハ立派なるものにて
常に世間の公庭なとの事にて諸士装束を脱せし様人も
ここもあり用ふて一の所との事あるをいふ例なしさあれハ
りし事いち々付といひしとて新の布に絵末と御衣服の為
鎧入まいらせし時の衣服の上につかねて着て上にあらわれ
ぬいてふとさと捨てしとあるも古服の様なりけりせさ

廉國院殿軍の時分信しの時分今川氏傳の出し
物とおもい時しきりとみとおもいのを
の為国の名ひろ傳て弾ぜられ
義より賞られて信玄に所とおもい
いろいろ羽織とおもいとものを
所望とおもいろいろ羽織とおもいとものを
ひて京後の上ぬ羽織といいあべし
いろいろ今の所後のうまもあるを所をあきて半後を
長義後の一領より信玄に今い二領のふくといいるめし
陣羽織 押羽織

武士の陣羽織押羽織といふものは昔より羽織とはいふ
なれども通例ものとらのこいを敷るを和人長なりめし
此羽織の制さ四くあれども多くは神のし昔いうへの陣羽織
の直制ちうくしくしくい陣羽織を用甲の下ぬきるひの
ものを用しあれども長さとのうくいくいくと左右の袖を
とりて別うつくり別打ちうに仕りてこれをちわもと
結付右のうもうのうさ長ものうさしうかてを上ぬ
甲冑と号ぬ仕い垂金い見へうせをを用もあるいおのつ
うう垂金の所いをうれて右の方小目をもりうしあべきわを
甲冑と号をを小目をを出ぬ時る垂金と号ぬ仕を拵

のこりしく綴られは其時ハ袖なしの服をも用ひ来りしとされハ
鎌倉年中行事ニ公方出仕の時小具足出立ニ袖なしといふを
腰の小肩衣と記せし初なるへし是より前の古書紀見あたらす始てとす
小具足の上にハきやせしや此書を記せし頃より袖なしといへるを肩
衣とも小具足ともいへるや夫より後應仁の乱後より
武家士庶乱世なれハ常に具足着用して年中陣羽織を着る
事なれハ肩衣も袖なしを小具足をも名付けれハ
其頃より袖なしれハ肩衣の形をうつして陣羽織を作り始め
て小具足出立といふハ常に陣羽織の時ハ陣中小具足の袖なしれハ
是を陣羽織胴服と名付たるなり　陣羽織を胴服とも袖なしの羽織
人物を押へといふなり

蒙古の来る上杉家の杉原といふ者甲冑の上に陣羽織
の形状の袖なしといふ袖なきを着たりしものありとあれハ
陣羽織といふ物色々ありしといふ物語も陣羽織といへるし
肩衣を着しものなりしやうなりしてもの見えたりしもの
没せしなるへし

一小具足二稱

一小具足といふもの二ツあり甲冑の下なるハ衣を着し射礼の時
ハ衣をも甲冑の下なるハ太平記にも見えて其外にも見えたり
上古より今に到り此代まて見えし其まて用ゐる紀にも見えたり
弓射儀式ニハ射儀ニハ小具足と記せり両家記にハ鎧

さく浮屠家には拾を出て問物に拾はたり小手と云ふ蔵経閣の

浮かる是を唱も文字も書くなれとも云ふ書には一種之飾延

の射術には歩射も騎射も弓心是を用る武家には笠懸

大追物なる諸射には用て歩射するには無用也べし

手纏二条

日本紀の手纏と西土紀の手纏と同名にして異物也西土

紀の手纏は上古より日本紀の手纏といふは往古の手の飾也

手甲也は手に勾玉を入て是を絵を付る手纏といふ是の飾も

同しくして是をは鞆帯といふ古事記に文人のあまひの小絵と

よみ万葉集にあり是行是を好ふん家系とすあるといふ也

世にまたる也を作る手纏を勝ると云ふは手纏是也といふ日本紀の而と

まつくへし往古と中昔と今とを名を同くして異物ありゆゑに

名をといふ異なりて一物ありまたよく無されは古きを生きかへて感ことと

多のかふへし

鞆

鞆といふ物は上古にいふ手の勝手也手纏の一種也射其名と

手纏ある商と射ぬゆゑにきの法は手纏をふれく射られさればい

そのまこの鞆とつけて射ることなく鞆の制を中と虚とすてなるく

度々あつまりて神代当ての是をたてまつると刑しくも手中の昔より

是あるとのをなくもいふ是と申あつくしといひ手後人手纏之の勝をとれて

蟠居をまくらとといふあるかあるべし

男の身体を母の身体とかくるまちがき世をあるいて落ちまきを
ものあるれを鎧を二用のものあり（）ゆえ又ものを行て
世をあるいを鎧を行物は何の用をもさるべきなるて一番稼
関の博多語記の条を世を行ものも鎧を賀藩と注しのよ
を弁を行西通り新美伊賀美の軍器考ものを
ものを記されしものを嚴野義美の軍器考ものを
小見をいあるいてあるべしと推されしものを鎧を
料ものを注せるものを見いて注するんつるし
いをいるしものを要しいを記せ軍器考補正をくう

新國史

宇多醍醐朱雀の三帝の史を彩色史と云又後三代実
録といふ中世の交の物を活活物を彩色撰ものを今も
世伝ものを受けるなし中彩書籍目録を彩色
史い仁和より延喜に至るまでありて宇多醍醐朱雀
朱雀の代をいを史及て全備せるい実録を後世
多ものを記されし後三代実録の名を後世
られもを彩色史といふ名をして止るや古記を略
彩色史とものを書れるを（校称新日本紀又是を略く記を
概名藝多年に）
変を色史の彩るい不入ものをれを朱雀帝をい色史
を続ものを事いるし彩色を国史い三代を記を

[illegible]れを続とあれい形式の後い村上陰系図融系山の
帝三百代の史を続せらるゝ[illegible]一条院の世代まであるか
そのの物語なりしを世代の移るに史書多くて
なしときこえて[illegible]の史を続せられぬを史書のまゝにて[illegible]
きいきとある事ありてさて世流を南朝たつのせしあるを
して西くる形門史の後の帝村上天皇の世代に筆を記して
帝王の世紀をつきてかれたるを以て世流と名をとり
あるべしなれは世流の出事をわいことをつきて流世流
流流流の概ありて後名あるも史重流しうる是
南朝たつの大略いさゝしめべし

世継物語

[illegible]世流のく[illegible]世流の書名としてもの日嘉の[illegible]
の物語の大流[illegible]この世流の書名としてもの日嘉の[illegible]
の物語世流の名をもうせりさいに南朝のさし世流といふ
いこの三十帖あるうそ別[illegible]三十帖の物語の後の河
[illegible]の[illegible]なしそ史のあるべし人[illegible]
[illegible]を書[illegible]長久三年のころ[illegible]南朝に筆
[illegible]
寛仁二年[illegible]
[illegible]

なり長元二年霜の林にて出家して長暦中より十年ばかり
ばかり時雨出でぬるこそ思ひ出でられ
坂の殿上人なり第四番
こそやその他所々にいはるるいとをかしけれ
帳の中より出でぬの衣の多く出でたるを取りて
第四の長櫃の蓋と出でたる法会の蓋にこれを奉り
出でて三十蓋を第四の上蓋といふ書つきたる十蓋を
して第四の下蓋といふ第四くしげ
第四番といいつるを

帝深草

此帝深草の一番院三番院の御時の人なり上の院
の仕へしと大殿の上なるあれを年齢のほど
りあり記せるなれば若やかなる後撰
集中関白の御時なりて帝深草の
よりの二首
世をいとひ深草の里にすむを山賤なりとて
入りぬる人のなきを月新しきの海を久しくみし
此中宮の御方にまゐりて天延二年十月
より寛元二年四月中に中二年の間此帝深草の年を

九十六七年にて初めてこれに世法を出家し給ふ年号は
天平八年の年にて出家世間を捨てこれ八千年
の内なれども法性寺の殿の御時に八千年
此年数を補ひて初めてこれを長久三年に九千
三四し赤染の長寿なる氏なれども元亨釋書に
の下巻の法橋川の章のごとく赤染の年元百四十なれ
ばいかにて三百年にもなるべきと他人の
疑をなしたるなり

同

赤染衛門の大隅守赤染時用の妻実は平兼盛の女

なるべし江侍従家集の和泉式部の母なるべし
然れば赤染衛門と兼盛と長保年間にいきるべし
とこれにても知るべし諸説に赤染の年齢七十余にて
ありしと云ふ説ありて長保元年にまた生存
赤染の年大てい三十ばかりなるべし

泉式部の説

幼の君のまへ

おもひかねとるに用ひきぬる年も多世今日をあら
とりあつめて見るとなめしかうめしと又所作十帖の和の詞
を法華経のあとにかきつけたるとて書るべ

[illegible]の間のやうなれいを[illegible]列ねて[illegible]を
[illegible]あるせん[illegible]句文行梅行川の三巻とをして[illegible]と
せりとしに[illegible]をいまの[illegible]の別[illegible]ものの[illegible]句文と行梅
大臣と行川大臣との[illegible]の事まで前の[illegible]を[illegible]
[illegible]せ[illegible]句文の書[illegible]上乃年の[illegible]銘[illegible]
十帖[illegible]の[illegible]も[illegible]十帖い大[illegible]三[illegible]
[illegible]

物語の事歌

同物語[illegible]集[illegible]院[illegible]事い[illegible]
集[illegible]多[illegible]集[illegible]院[illegible]

やうに[illegible]の[illegible]歴代の帝
の[illegible]同[illegible]の[illegible]
[illegible]

東日[illegible]

[illegible]集[illegible]
東日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時の事しとあるて三年も同しくらを今業とそうを伊勢
和歌とは二条后をつ是まいつ世ゝ故川まてと世ゝあるに
まて西を隔く所ゝを修ゝく日記ゝい我ゝ此ゝ此ゝ
之事し或ゝ所ゝのあるての二ゝとして世れしゝを又古今集
ゝこの事ゝ是の歌ゝ中此事の事ゝ歌ゝ
の所ゝに二条后ゝを世ゝ清和天皇ゝ世ゝ
修ゝて後人をゝく出れ世ゝ大鏡ゝ記世ゝ和歌
あるべし

二条の后宮

二条后ゝ藤原ゝ中納ゝ長良ゝの女ゝ入内の前ゝ業平

和歌と密通ゝ世ゝ陽成天皇の実業平のゝ子とゝ
説あり大ゝ後世ゝ后ゝ入内ゝ貞観八年十月廿日
ゝ天皇の内裏ゝい貞観十年十六月廿六日ゝある
事ゝ三代実録ゝ記ゝ此年月のゝ内ゝ記ゝて後
ゝ世ゝ同後の業平ゝ紀
ゝ所ゝ貞観ゝ
運歌ゝ記ゝ
ゝ貞観ゝい清和ゝ一ゝ
条后の入内ゝ
歌ゝ一ゝ
ゝ

貞観十二年九月十三日卒四品にて同無品と
三代実録にみへたる二の親王の此事あるにやさるハ中人一皇
子といふ説も又是等なし此貞保親王ハ南宮とも申て管
絃の底をきハめたまひて南宮譜をあらハしたまふ此譜
今も世に伝はれり

山邊阿麻志人

宝亀二年に守部王の男阿麻呂山邊志人の姓を賜りし
事續日本紀にみえたりし此山邊阿麻志人といふ人家經なし
山邊無人すてハなきにて年代おなじく時代かハりなるへし
あさといふ詞

六百番歌合に藤原顕昭の家に萬葉歌に
今ハ昔語になりて赤人も歌もよまれましかハ
此家を本としたる様ならハあさはをねらふと疑しれる事を
俊成卿判云あさてなれハなとといふ事證拠なき
にたるもとをこそいへはいふこともあるへし紅やとかくれ
さるハ雅経か歌にもとかくいとも あさのとにあまたれしまや
萬葉にも母のいひしるりの続集にあさ端といふなり
あさまもあさき端をいふなりけりあさしといふ詞いにしへよりあさき
りさあるをあさなれふあさなくる意に又類聚往来の字に
あさみなくる頃の字をあさまとかきて去るへくる文鏡抄に

[illegible]の[illegible]あさ[illegible]
ものあさ[illegible]
さ[illegible]同[illegible]

書写山の法華經[illegible]

橘氏女写山の奥佛堂[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible][illegible]の水[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

自愛の法師源平盛衰記に三尺の剣も書くべきなれども
ものたしいと嘲る筆法あるべきやうもなし

田子の浦あまの釣舟の和歌

七番山家の百首の歌のうち

田子の浦ふみ出てみれば白妙の富士の高嶺に雪は降つつ

天の原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月かも

此二つの歌を比類なきことに強て論ずるもおろかなることなれども方寸集まいかにもあるべきやうの歌とあり古体の記まいあとなるべくふりさけみれば富士の高嶺と定家卿の引歌せられしと思ひくらべるべきなるべきやうにあるべきものなり

歌い方集の歌をもつて出されしを彼人の和
語をもつて以い方今一つくらべてみるべきなり
編をもおもひたる又中ごろのあるべきいふ今の世まで
万葉集の長を見ていにしへせるなり今の長と家人
時代まい流る窟四と仏法師ゆくる形長てあるし
彼人の対せての長い天慶の時の詩の
又歌中の長ゆるてもあるいをくて今の長と同
ゆる長まい限をを長くしてさい長もの人の引世
ゆるるてあし流る志ちあるとて長世より志ちて
長をくけることいかくし志四歌と志ちる志まい

んずし哀をこそとはゆるなれし何事もあるべし哀などあることをも
つきしそれはなしかくることをいひて心なくもなるのはなて
此歌こそよみかへる古今集の一つなるにうたなるをゑ
歌のさまをうけ難く批判をなすにおろかなることとて以なくき
るにはさらにあるまじき事に同じ類なるもの是をとも
かくして其さまのうるさき所に哀にあらく深く付ぬ

宗良親王

中務卿宗良親王は後醍醐天皇第三皇子也母は権大納
言為世卿の女為子にて元弘歳につきて和歌をまねひ
ひをなれ初齢の此時よりくれなく晩年に風雅天子に

ためしなく越しなせしばし耕雲の口伝すこしかきけると
も南朝のことにておほせしめくさを後の世の勅撰の世に歌
とれてこえぬと定候なるべし玉の一首の歌今も世に三百
首ほどの歌の中に
此集もとをりくていよりきさめ未来の風の秋のをしき
此一首は古人の心も及ばれし又かねひとさまなと同じ候さこ
べし此親王の此集を李花集といふ又南朝の諸和元年
勅撰なし新葉集とは此勅なれども出初て風雅集
あるは此時あらぬ世にある撰者として二条家為定なとは
とられ百首を此のすめく此人をあなくありぬるそらしのふ

とて讀せ給ふ
いかなれと身にあまりぬる雲の上の堤をのほりてなれん
此夜はいかなる人ともなく塵埃草なかく松のみそ見せ
思ひも寄らぬ集まりし

戦場の和歌

又同し頃征東将軍となりて出し武家の出頭相
成まゐらせこととくは是をあるへきよし命有る候節
まかせ給ふ

君の為世のためなりけりかくてかはる命を捨て
是時よりは前後して年並院を庫のまゝ将軍せしとなり

猶川利氏
彩色
武士の是や限りの秋くもまつれとかりし雲の上の
又いかなる和歌や深部旅
風雅
武家とてかくさるなして武士の庭まもりき是あり
是も家集とて将軍まで戦の折に揮の
の人をいふ又武士の戦の急なる大和詞を練し或は歌
んをさとりはかなるまもとり庭の初なるんとすぬるとかく
能あてよの勢なれは世の集ともなくつまれしかし

太平記 韻鏡

正慶二年河内赤坂の城を攻んとて関東将軍天王

寺の四天陣をたてゝ人見四郎本国入道無阿弥陀仏
を大将として新の加藤左衛門尉を先陣
にのこしをき城の郎等を引て相模を
をうて武蔵へ向て天王寺をかけ出て
をくれをとる者は天王寺の西の堤を
通て天王寺の西の堤を過て人見四郎
は二月二日の夕方に二手に分て
三十騎と一日の夕方に三度の合戦
をしたりし上総介天皇
をしたてまつる自分多勢那方
那方にて多勢郷と郎と合戦
なり

やはり山城国綴喜郡に住
西園寺の公卿の家人紀伊の法橋の行寺という建武二年
六月の夕方に紀伊法橋と戦ひ
上杉重能師直兄弟の方と三年の中に日と数を数
ひ合ひ合戦の中に上杉の勢敗れ
四年十二月十日の夕方に
兵義の軍敗れ
あり四年に日と数を合戦
貞治六年中殿内の内裏軍の作法の第刀十人
内人の一人の者に

あり 当時まで有之候 三の右の大門七郎 姓長谷
濃せり 長谷の
三金天王の御宝をいつとても裏海と称候なる
為り 如紀のるを神代より相流天皇より
天皇と記さる 海城門の重なる 鑑銘 ありて世
の彫物 しなものいつて 三者 帝 海城門

北条篤時

布施の法文永三年より 寺記の元弘三年 六月廿二日 流
寄 寺 時入 生害 あり 北条泰 秀滅 世 多
元年 弘 六年 あれい 文永三年七月 寄 新 世

上洛 法 の人の中 長 法 命篤時 尾法 篤の男 と あり
ら 人 長 弘 て 寺 時 入 長 と 同 時 自害 し
三 時 寺 年 紀 い 荒田 式 寺 時 と 紀 し 寺 老 寺 年
齢 八十 三 四 寺 法 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺 寺

布施英時書の分

同 時 布施 修理亮 英時 い 九 の 御 誅 し 法 命 む
甲斐 駿 法 の 警 尾 山 の 城 て 又 月 世 日 自害 世 て 墓
今 に 法 寺 あ り と い ま 寺 書 と 布施 寺 時 の 世 寺 し 寺 民
寺 の 墓 の 墓 に 紀 い 京 邦 寺 墓 と あ り し 寺 時 の 寺 寺
寺 寺 し ん つ く の い 寺 と 寺 の 世 寺 の 世 と 寺 世 寺 し ら

貴食方刀

新田義貞の命を受けし時の井早方の儀なるべし方刀を
貴食といひし源平盛衰記に義貞の氏将軍の
家臣なりし延元といふ年に方刀二腰を賜ふ貴食
といふ意味なるべし楠松殿なるべしの一の
家臣なるべくして又同じ列伝の方刀氏
同じ時なりて大友尼平氏時貴殿の方刀氏
先の能なりて尼へ切り仕へ人の貴御殿
伴なりて貴殿といふ後将軍家の番となる
いふ筑紫軍記にて方刀氏貴食

貴殿といふ二の方刀あり永徳元年義輝将軍出
害の時松永弾正久秀貴殿とあり西将軍松永
いく大友たつ佐義信いと元年東家の物なりて三年ある
異説なり和泉せ之文書に一と年の新
矢たつ河内玉の方民部なる世を持ちて新田
吉光の能なれい二の貴食のち号氏将軍大友の家
せ一とのち新田なり佐くるものいとの方
他の貴殿と後一と世の大学の情実なりとて今い二
なるなるなるなるなる

御子王の太刀

形部大輔を討て年月時綱屋敷を獄門に出され
給しを深手負義絶て長い伯耆助年の仕りを
いろ〳〵伝く来りしを後に橋氏の家代のよりの者
松尾の尉廣英（一云廣秀中ニて伝）と長浜の村左衛尉と
いとく廣長六年の冬国家を〳〵廣英自害〳〵て毒殺家
形部の後大政三郎に形部の遺跡を取て御子の冬句
と御子今日に家まあり云云

家相の古刀刀

名ある古刀新庭なるものい〳〵人の毒殺幼〳〵きるまあ
ら〳〵武家に伝ものい源家の鎧の膝の年家ない馬

枝の西陣に義年の石切新長の廣源右大将家の内
丸中年の黒丸黒山の黒丸長利家の大食午月多〳〵廣候
家大門家の初儀多名荒波義風廣重の古地の武田
家の跡丸上杉家の氏黒筒井家の岡井丸中年家中家の
甲斐今川家の八〳〵主名〳〵家名〳〵宮下地〳〵年天下一振の
古光新の古光年沢吉光吉光法水吉光薬神義
四郎弾義四郎あつ義四郎　竹俣義長郎　長浜義長郎
大名や西家三好西家新世西家佐竹西家　布施西家
一名長名沢西家と云出〳〵れ〳〵
ものうて西家の中にて有一〳〵て　切刃長吉吉家吉家安定吉家
金津吉家寺沢吉家　博屋御弾正吉吉中川吉三郎

但古弥坊若光行脱若光波瀬萬光不動寺行義兄弟
行西越寺行大殺然長光守佐真長光両越国次三兼
寺次三余名及秀力經力之粮亭しらしたれとも出更
強出すかりけてこせましものは多く語りとのむくれたりし
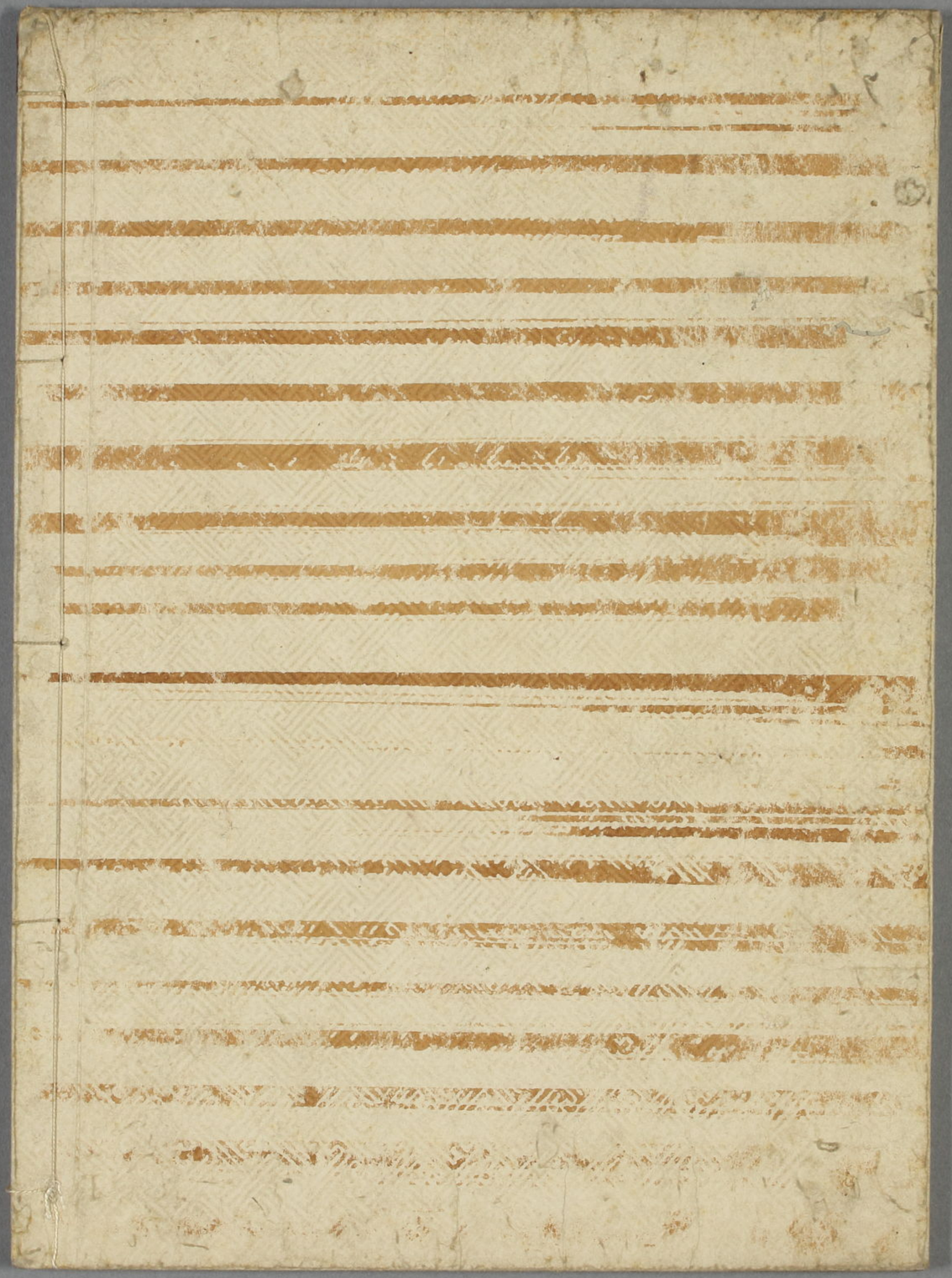
春溪漫話中 終